

カノープス

☆ニュース☆

第950号
発行人 一般社団法人 沖縄県歯科医師会 098(996)3561(代)
URL http://www.okisi.org
編集 県社保委員会
印刷 (一社) 沖縄県歯科医師会
発行月 平成29年 2月



保険だより



施設基準について

平成28年4月1日以降届出を行っていないければ、平成29年3月31日までに届出をおこなわないと平成29年4月1日以降算定ができなくなる施設基準

【歯科訪問診療料の注13に関する施設基準】

平成29年4月1日以降

在宅歯科医療を専門で行う歯科診療所以外の歯科診療所で、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っていない歯科診療所が歯科訪問診療を行う場合は、歯科訪問診療料の注13に関する施設基準の届出（様式21の3の2）による届出を行わないと歯科訪問診療1、2又は3の算定ができなくなりますので、平成29年3月31日までに届出を行うことが必要。なお、この場合において、歯科訪問診療の実績が0人であっても差し支えありません。

***届出がなければ、平成29年4月1日以降、歯科訪問診療1、2又は3の算定ができなくなります**

【施設基準：在宅療養支援歯科診療所】

平成28年3月までに、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関については、平成29年3月31日までに新たな様式18による再度の届出が必要です。尚、平成29年3月31日までに在宅療養支援歯科診療所の再度の届出を行う場合においては、研修会の修了証の写し又は最初に在宅療養支援歯科診療所の届出の副本（受理番号が付されたもの）の写しは、研修の受講歯科医師に変更がない場合は、いずれも不要である。なお、届出内容に変更がある場合（研修の受講歯科医師に変更があった場合等）については、経過措置期間であっても速やかに新たな届出を行ってください。

***平成28年3月31日以前に届出を行った医療機関は、平成29年4月1日以降再度届出が必要になります。**

【施設基準：在宅療養支援歯科診療所の疑義解釈】

（疑義解釈その2・問14）現在、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関について、平成29年3月31日までに新たな様式18による再度の届出が必要か。

（答）在宅療養支援歯科診療所については、平成29年3月31日までに新たな様式18による届出が必要である。

（疑義解釈その2・問15）

現在、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関について、平成29年3月31日までに在宅療養支援歯科診療所の再度の届出を行う場合において、研修会の修了証の写し又は最初に在宅療養

支援歯科診療所の届出の副本（受理番号が付されたもの）の写しが必要か。

（答）研修の受講歯科医師に変更がない場合は、いずれも不要である。なお、届出内容に変更がある場合（研修の受講歯科医師に変更があった場合等）については、経過措置期間であっても速やかに新たな届出を行うこと。

【施設基準:在宅療養支援歯科診療所】

（疑義解釈その8・問6）「疑義解釈資料の送付について（その2）」（平成28年4月25日付け事務連絡）において、在宅療養支援歯科診療所の施設基準の再届出を行う際に、研修の受講者に変更がない場合は、研修会の修了証の写し又は最初に届出を行った際の副本の写しは不要であるとなっているが、様式18の「3.高齢者の口腔機能管理に係る研修の受講歴等」の欄に受講歯科医師名、研修名、受講年月日、研修の主催者、講習内容等を記載することが必要か。

（答）研修受講歯科医師に変更がない場合については、受講歯科医師等の記載は不要である。この場合においては、「講習の内容等」の欄に、最初に届出を行った際の受理年月日（様式の副本に押印されている年月日）を「歯援診受理〇年〇月〇日」とわかるように記載すること。受理年月日が不明な場合は、算定開始年月日を記載し、「歯援診算定開始〇年〇月〇日」としても差し支えない。なお、算定開始年月日については、地方厚生（支）局のホームページを確認されたい。

【明細書発行体制等加算の施設基準の届出について】

1 明細書発行体制等加算に関する施設基準

- (1) 診療所であること。
- (2) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求又は光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っていること。
- (3) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。

以上の施設基準の条件を満たしていれば、施設基準の届出しなくても、4月1日より明細書発行加（再診時1点）を算定できます。

*施設基準の条件を満たしているにも関わらず、明細書発行加算（再診時1点）を算定していない医療機関が多数見受けられます。必ず自院の確認をお願いします。

【外来後発医薬品使用体制加算について】

◎平成28年どの保険改正によって、新設された施設基準です。

◎院内処方を行っている診療所で、後発医薬品の使用頻度の高い診療所は、薬剤師が常勤していない、歯科診療所でも要件を満たせば算定できます

- (1) 診療所であって、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること
- (2) 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、外来後発医薬品使用体制加算1にあっては70%以上、外来後発医薬品使用体制加算2にあっては60%以上70%

未満であること。

- (3) 当該保険医療機関において調剤した薬剤（(4)に掲げる医薬品を除く。）の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること。
- (4) 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品
- ① 経腸成分栄養剤
エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインラインNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーゴ配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用半固形剤
 - ② 特殊ミルク製剤
フェニルアラニン除去ミルク配合散「雪印」及びロイシン・イソロイシン・破倫除去ミルク配合散「雪印」
 - ③ 生薬（薬効分類番号510）
 - ④ 漢方製剤（薬効分類番号520）
 - ⑤ その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品（薬効分類番号590）
- (5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。

2 届出に関する事項

外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式38の3を用いること。

疑義解釈（その1）

【処方料】

（問126）注11に掲げる外来後発医薬品使用体制加算は、薬剤師がいない診療所であっても算定できるか。

（答）薬剤師がいない場合であっても、薬剤部門に医師等が配置され（兼務も可能）、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえて後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていれば算定できる。

算定要件

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において投薬を行った場合には、外来後発医薬品使用体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1処方につき次に掲げる点数を、それぞれ加算する。

イ 外来後発医薬品使用体制加算 1	4点	後発医薬品使用	70%以上
ロ 外来後発医薬品使用体制加算 2	3点	後発医薬品使用	60%以上70%未満

*届出書類の作成については、出入りのレセコン業者にお尋ねをお願いします。

レセプト請求時の注意事項について

【フッ化物塗布の病名について】

・エナメル質初期う蝕管理加算（260点、か強診施設基準届出医院のみ）、エナメル質初期う蝕に罹患している患者（120点）を算定の際は、Ce、フッ化物歯面塗布処置・う蝕多発者（100点）へは、C管理中でお願いします。

（疑義解釈その1・問33）フッ化物歯面塗布処置について「1 う蝕多発傾向者の場合」、「2 在宅等療養患者の場合」又は「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」は併算定できるか。

（答）フッ化物歯面塗布処置は1口腔単位での算定となるため、併算定はできない。

（疑義解釈その6・問1）レジン充填又はインレー修復による治療を行った歯について、充填等を行った歯面と異なる歯面にエナメル質初期う蝕が認められた場合に、区分番号「B000-4」歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算又は区分番号「I031」フッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定できるか。

（答）充填等によるう蝕治療を行った月の翌月以降に、充填等を行った歯面と異なる歯面にエナメル質初期う蝕が認められた場合は、区分番号「B000-4」歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算又は区分番号「I031」フッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定して差し支えない。その場合は、診療報酬明細書の摘要欄に充填等が行われた歯面とエナメル質初期う蝕の管理を行う歯面をそれぞれ記載する。

（疑義解釈その6・問2）区分番号「B000-4」歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算又は区分番号「I031」フッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定している患者に対して、区分番号「B001-2」歯科衛生実地指導料は算定できるか。

（答）算定できる。

（疑義解釈その6・問3）区分番号「B000-4」歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算又は区分番号「I031」フッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定する場合に、診療報酬明細書の「傷病名部位」欄の病名はどのように記載すればよいか。

（答）「エナメル質初期う蝕」又は「Ce」と記載する。

【義歯修理について】

義歯修理の算定の際、人工歯を算定する場合は、当該義歯の部位のみでなく、人工歯の部位の記載もお願いします。

・ $\overline{\quad\quad\quad}$ の有床義歯の場合、
| 5 6 7

・ $\overline{\quad\quad\quad}$ 義歯破損 → ・ $\overline{\quad\quad\quad}$ 義歯破損、 $\overline{\quad}$ 人工歯脱離
| 5 6 7 | 7

と人工歯の部位も併記すること